

盛岡市 障害福祉サービス事業所等指定までの流れ

【事業開始の2箇月半以上前】

1. 社会福祉事業の実施に係る適性の確認
 - ①社会福祉事業の実施に係る契機（動機）の確認
 - ②実施予定のサービスを選択した理由
 - ③事業者としての理念及び方針の確認（障害福祉サービス等の趣旨に沿っているか）
2. 事業計画の確認
 - ①事業実施計画の確認（支援内容，訓練内容，プログラム）
 - ②収支予算の確認（事業の継続性及び安定性の確認）
3. 他の法令に基づく必要な手続きの確認
 - ①都市計画法（市街化調整区域ではないことの確認）
 - ②建築基準法（建物用途の確認）
 - ③消防法（建物用途に応じた消防設備の確認）
 - ④その他作業内容に応じた他法令の手続き
4. 人員，設備，運営の概要確認
 - ①資格要件のある職種（管理者，サビ管等）の就任予定者の確認
 - ②図面による設備基準の確認
 - ③管理者及びサビ管予定者に対する運営基準の把握状況の確認

【事業開始の1箇月半以上前】

5. 事業者による申請書の提出
6. 申請内容の審査
 - ①人員，設備及び運営基準の適合確認

【事業開始まで】

7. 指定

【事業開始後】

8. 運営状況の確認